

# 例規等の見直しに関する報告書（平成 18 年度版） 概要

## 第1章 総論 (P.1)

- この報告書は、条例等の整備方針（18年2月政策決定）に基づき、第1期：18-20年度における取り組みの内容をまとめたものである。
- 第2章で18年度の検討内容（4点）を、第3章で個別課題（非常勤特別職関係）を整理した。

## 第2章 18年度の検討内容

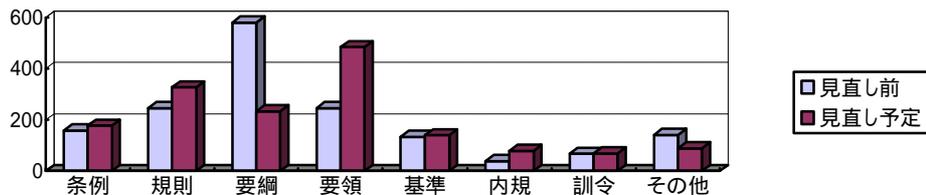
### 18年度の主な成果

すべての例規等の現状把握を行い、内容を整理・データ化した  
 条例等の整備方針に基づき、すべての例規等について内容の精査、制定方式の妥当性等の検討を行い、見直し対象となった747本（全体の約46%）について、その見直し内容と時期を明示した  
 特に「金銭の徴収」や「行政指導関連」に関する要綱等で、条例化の検討が求められるもの（9本）について、その内容と具体的な検討の道筋を明示した  
 基本条例（9本）の逐条解説を整備し、10月末にホームページに掲載するとともに、19年度に整備予定の56本を明示した  
 131の非常勤特別職について、その必要性を再検討するとともに、規則以上で設置根拠を定めることを徹底した（19年度中に実施）  
 検討の成果は、ホームページへの掲載等により原則としてすべて公開し、市民への情報提供を充実するとともに、これらの情報提供を通じて施策の根拠等についての説明責任を果たしていくことで、行政運営の公正の確保と透明性の向上、職員の法務能力の向上を図る

## 4 例規等の見直し (P.2)

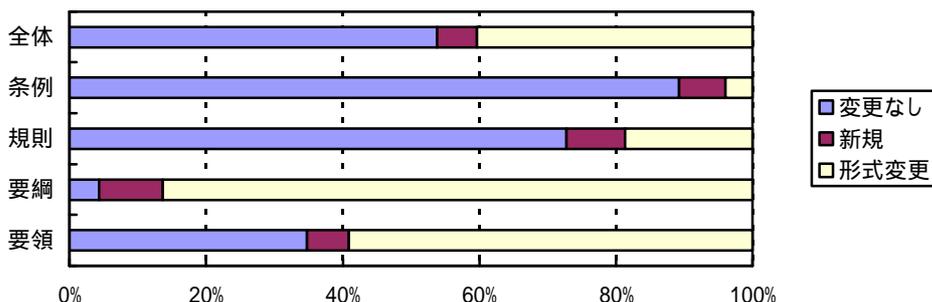
### 4.2.1 全体の傾向

- 本市の例規等の総数は1,612で、要綱が35.9%と全体の1/3強を占め、規則と要領が15.2%、条例が9.8%となっている。
- 見直し後（20年度末）は、総数は1,616（4増）でほぼ同じだが、要領が倍近くになり全体の29.9%（246/484）規則が増加して20.2%（246/327）、要綱が約4割の14.4%（580/234）に減少の予定。



### 4.2.2 見直し後（予定）の事由別整理

- 見直し後（予定）の内容を事由別にみると、全体では、変更なしが53.7%である。
- 全体1,612の約46%が見直しを行う予定であるが、その内訳としては、新規が5.8%、形式変更を伴う見直しが40.4%。



## 5 自主条例制定に向けた動き (P.6)

### 5-2-1 制定状況

- ・ 本市において制定されている基本条例は、10本である(自治基本条例 1、基本制度条例 5、基本政策条例 4)。条例総数177本の5.6%であり、その比率は低い。

### 5-2-2 基本政策条例

- ・ 環境を守り育てる基本条例(9.12)、みんなの街づくり条例(10.3)、ICカードの利用に関する条例(13.12)、新しい公共を創造する市民活動推進条例(14.6)の4条例が制定済。
- ・ 19年度には、(仮称)市民自治区条例の制定が予定されているが、基本目標1-2から1-5の分野では、ひとつも制定されておらず、体系整理の観点からは、これらの分野における基本政策条例の制定が求められる。

### 5-2-3 基本制度条例

- ・ 行政手続条例(9.3)、情報公開条例(12.9 全部改正)、個人情報保護条例(15.10 全部改正)、行政手続オンライン条例(17.6)、市民参加推進条例(19.3)の5条例が制定済。
- ・ 19年度以降検討が進められる予定の(仮称)行政評価条例が制定された段階で、自治基本条例で予定された基本制度条例の整備が完了する。

### 5-3-2 内容の見直しが求められる要綱

- ・ 要綱の持つ意義や果たす役割は大きい反面、緊急対応的に制定された要綱などについては、政策的・法制的に十分な検討がなされていないおそれがある。
- ・ 地域の自主性が問われ、税源移譲が進み国や県から市への補助金のあり方が変化している状況などから、国・県がらみの施策に関連する要綱について、政策的・法制的な検討を再度行う必要性は高いと考えられる。

### 5-3-4 整備方針の考え方について

- ・ 要綱の柔軟性を活かしつつもその要件を限定的に整理し、条例化・規則化すべき事項を明確化した。
- ・ 18年度の見直しでは、「金銭の徴収を行うもの」「行政指導関連」を中心に検討を進め、7本の要綱と2本の規則について、制度のあり方や条例化の可能性を整理した。

## 6 条例の逐条解説 (P.10)

### 6-2-1 18年度の成果

- ・ 18年度は、基本条例(9条例)について整備を行い、10月末にホームページ上で公開した。

### 6-2-2 19年度の予定

- ・ 個別施策条例(46条例)、個別制度条例(106条例)について、次の考え方で逐条解説の整備を行う。  
「市民の権利義務に関する条例」を優先する。平成18年度中に一部改正を行っている条例を優先する。新規制定条例は、施行日までに整備する。
- ・ 4半期ごとに整備対象の条例を明示し、計画的な整備を進める。

## 第3章 個別課題の整理

### 8 非常勤特別職について (P.11)

- ・ 本市の非常勤特別職は、現在、法令、条例、規則、要綱、要領等でその設置根拠が定められているが(詳細は8-3)要綱、要領、そして設置根拠がないものについて見直しを行い、行政立法である規則以上で設置根拠を定めるというルールを確立する。

### 9 審議会等について (P.15)

- ・ 市民参加推進条例2条4号の「審議会等」の設置目的、活動状況等を再確認し、組織運営の方向性の検討を行ったうえで、附属機関に類するものへの位置づけや整備方針における取扱いなどを考えていく必要がある。